

＜第一部＞

基調講演

「我が国における循環経済施策の動向」

元環境事務次官 和田 篤也

我が国における循環経済施策の動向

令和8年10月29日

元環境事務次官
和田 篤也

室蘭港の特徴

- 噴火湾の東端に位置する天然の良港で、広大な静穏水域を有する国際拠点港湾
- 平成14年5月に、国交省のリサイクルポート（静脈物流拠点）に指定
- 港周辺には、セメントキルン、コークス炉、高炉、転炉などのリサイクル関連プラントが立地
- 東北・北関東など15県のPCB廃棄物の輸送港湾として活用実績
- 令和8年8月、サーキュラーエコノミーポート（循環経済拠点港湾）に選定
- 港湾を核とした広域的な資源循環ネットワーク機能の充実に努め、国の資源循環政策への貢献を目指す



室蘭港後背地に立地するリサイクル関連企業
(国土交通省報道発表資料より抜粋)

サーキュラーエコノミーポートは、循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に取り組む港湾であり、港湾管理者、リサイクル関連企業、物流事業者、関係省庁など、多様な主体と共に連携しながら、サーキュラーエコノミーの実現を目指すもの。

港を活かした産業集積

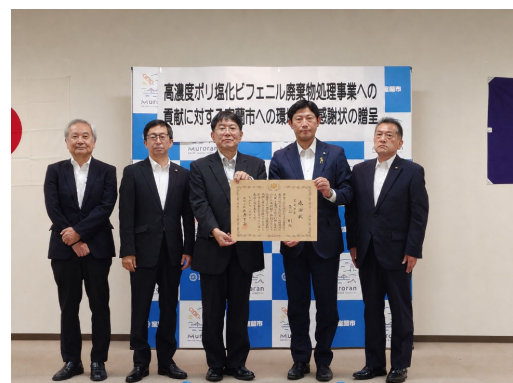
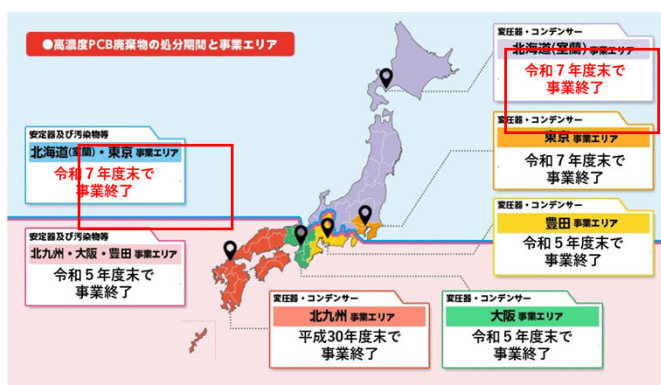
港湾を中心に、鉄鋼業をはじめとする素材・ものづくり関連産業が集積
鉄鋼業・素材 / 造船・海洋土木 / 橋梁製作 / エネルギー / 静脈産業



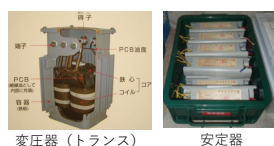
2

PCB廃棄物処理事業

- 国が中心となり、政府全額出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して処理を推進。
- 平成16年の北九州事業所の操業を皮切りに、室蘭市を含む全国5カ所に処理施設を整備。
- 室蘭市では、平成20年5月から処理事業を実施、令和7年度末で事業終了。



PCBとは、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていた油状の物質。現在は新たな製造が禁止されている。



変圧器（トランス）

安定器

約18年にわたるPCB廃棄物処理事業への貢献に対し、
上田環境事務次官から室蘭市に環境大臣感謝状を贈呈
(令和8年8月5日)

3

資源循環ネットワーク形成・拠点構築に関する提言



新事業計画都市モデル (室蘭市)

資源循環産業の集積拠点を新たに構築し、地域の産業振興に重要な役割を果たすことを目指す。

ボトルネック

- ・排出量に対し地域のリサイクル能力が上限に近い循環資源や、今後増加する排出量に対してリサイクル能力が不足・偏在している循環資源について、リサイクルに係る地域的・社会的なニーズが生じている。

短期的には廃プラスチック、中長期的には太陽光パネルや風力発電設備の排出の増加が見込まれており、リサイクル体制の構築が有効。
今後、投資規模や採算性等の詳細な調査・評価や、処理技術に係る実証事業など、さらなる検討が必要。



環境省「資源循環ネットワーク形成・拠点構築に関する提言 概要版」より抜粋

第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）の考え方・構成【第1部】

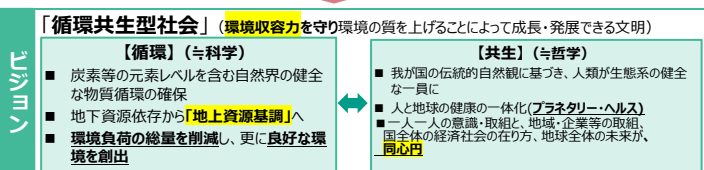


環境危機（「地球温暖化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

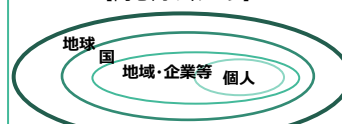
【環境基本法第1条】

目的 「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。



【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

方針 将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示
 ■ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
 ■無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

【政府・市場・国民の共進化】



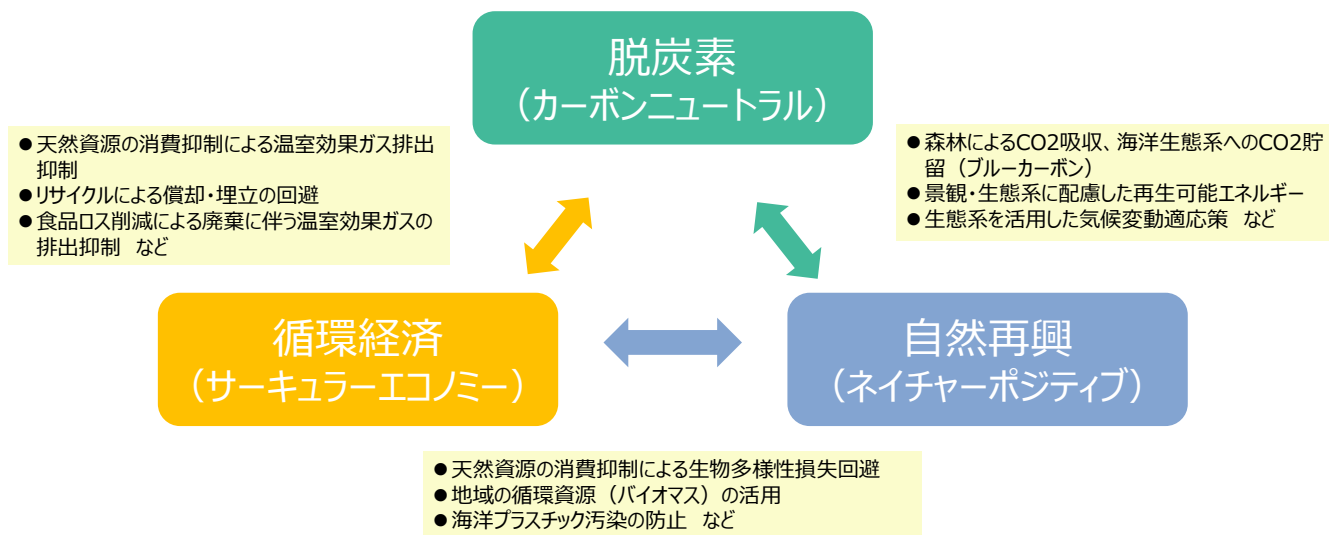
- 政策展開
- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
 - ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
 - 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
 - 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

環境政策の統合的実施

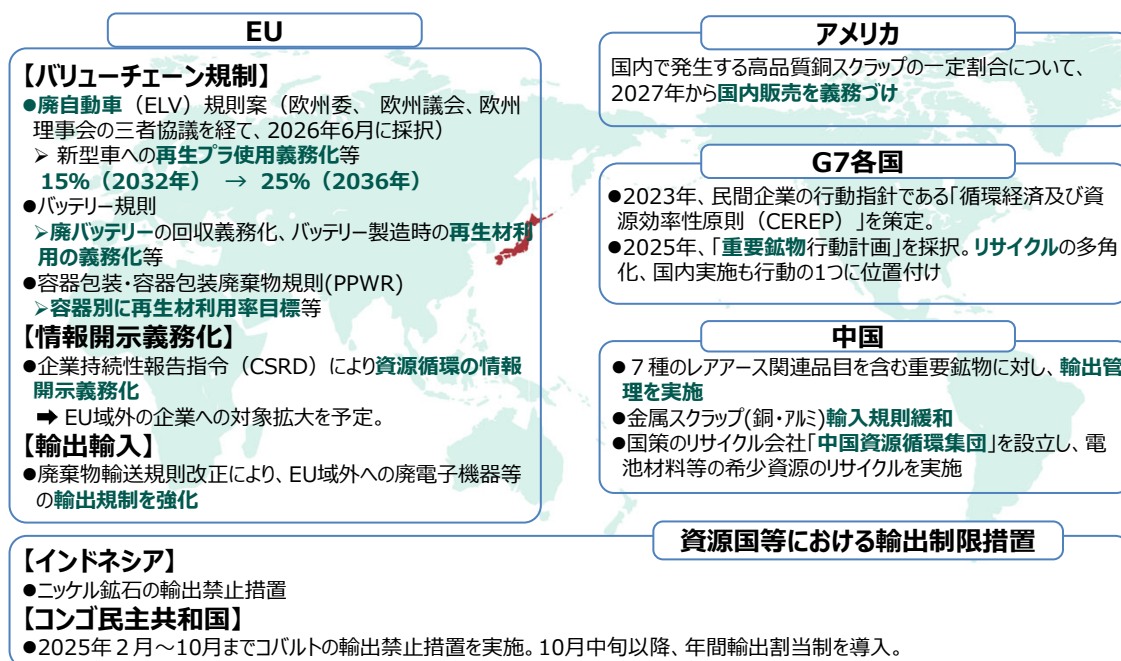


脱炭素・循環経済・自然再興は、相互に関係しており、トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、経済・社会課題の同時解決につなげていくことが重要

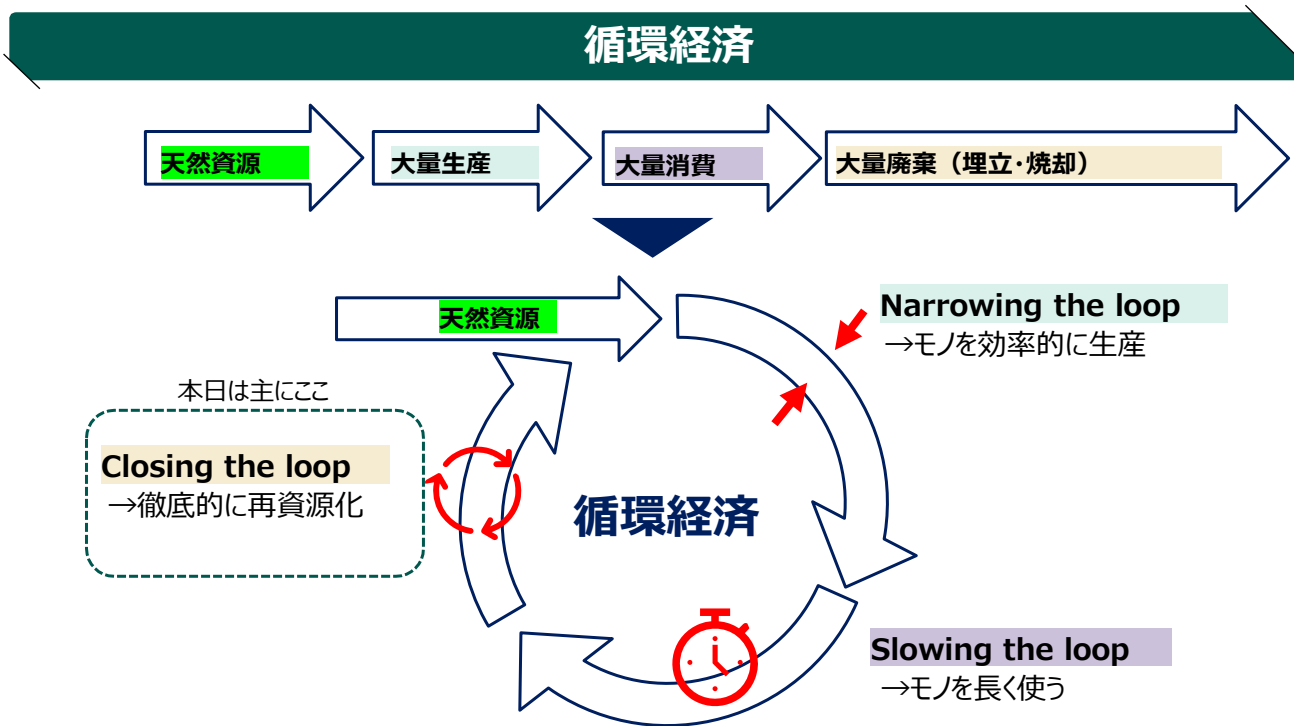


6

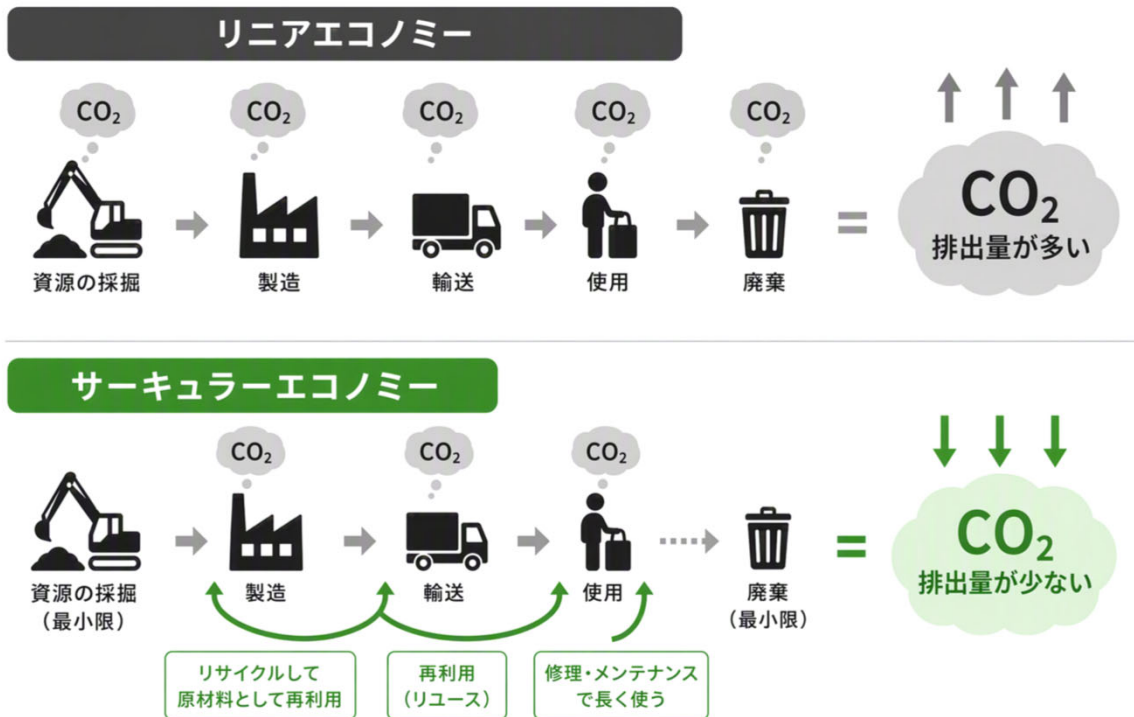
世界動向



7



8



9

循環経済に関する関係閣僚会議・循環経済行動計画



第1回 2024年7月30日

・第五次循環型社会形成推進基本計画案 ～循環経済を国家戦略に～

第2回 12月27日

・循環経済への移行加速化パッケージ

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

第3回 2026年3月6日 政策課題への対応

第4回 4月21日 循環経済行動計画

再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

地域循環資源の徹底活用による地域活性化

資源循環分野の国際ルール形成

循環経済を国民運動に



https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20260306choukan_junkan.html

会議構成員

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、同（地方創生）

農林水産大臣、国土交通大臣、（第3回以降）総務大臣、外務大臣、財務大臣

10

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

令和6年5月29日公布



再生材の質と量の確保と脱炭素化等の取組を加速化し、資源循環産業のさらなる発展を後押し

資源循環産業・事業者全体の底上げ

基本方針

高度化に向けた判断の基準

実施状況の報告・公表

再資源化事業等の高度化の促進（3つの環境大臣認定制度）

・廃棄物処理法における各種許可手続きを不要とする等の特例

<①事業形態の高度化>

製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

再生材を回収する分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI-IoT等の導入事例集

令和7年11月21日 全面施行

高度化法コールセンター

電話番号 03-6759-6027、Eメール: circular@sanpainet.or.jp

各認定に税制優遇措置等（固定資産税、法人税、財政投融资）＋伴走支援（削減効果）

11

資源有効利用促進法 2025年改正 2026年4月施行



① 再生資源の利用計画策定・定期報告(指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める**

② 環境配慮設計の促進(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計**（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の**認定制度を創設**。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置**

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進(指定再資源化製品)

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

環境省共管

経済産業省「第11回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会」資料を基に作成

12

(参考) 資源法改正の各施策の今後のスケジュール



① 再生資源の利用計画策定・定期報告 (指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：自動車、家電4品目、容器包装
対象素材：再生プラスチック
R9年度 再生材利用に関する計画の提出 開始
R10年度 再生材の利用の定期報告 開始

② 環境配慮設計の促進 (資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：50品目(主に自動車、小電・家電)
以降
・各業界団体において、製品別に特に優れた環境配慮設計基準やガイドラインの策定・提案
⇒業界提案を踏まえて、製品別の認定基準（省令）を順次策定
⇒製品製造事業者から認定申請の受付開始

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進 (指定再資源化製品)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：PC、携帯電話、モバイルバッテリー
加熱式タバコ、LiB使用製品
以降
・一定量以上の製造事業者等に対し、判断基準に基づく対応
・製造事業者からの自主回収・再資源化事業の申請

④ CE（サーキュラーエコノミー） コマースの促進

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：家電4品目/オフィス家具/複写機
対象事業者：製造、修理、輸入、賃貸事業者

13

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律 2026年6月5日公布

2030年代後半以降の大量廃棄へ備える必要。

課題：①埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きい
②全国的な処理体制が構築途上

①国による基本方針の策定

②多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
- 排出実施計画の事前届出義務

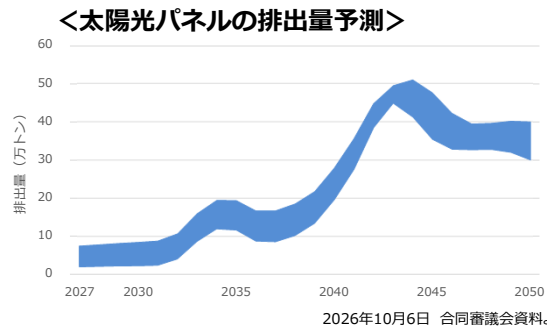
③費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 効率的なリサイクル事業者を認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等

④製造業者等に対する措置

⑤制度の見直しに向けた検討

※公布から1年半以内の施行を予定



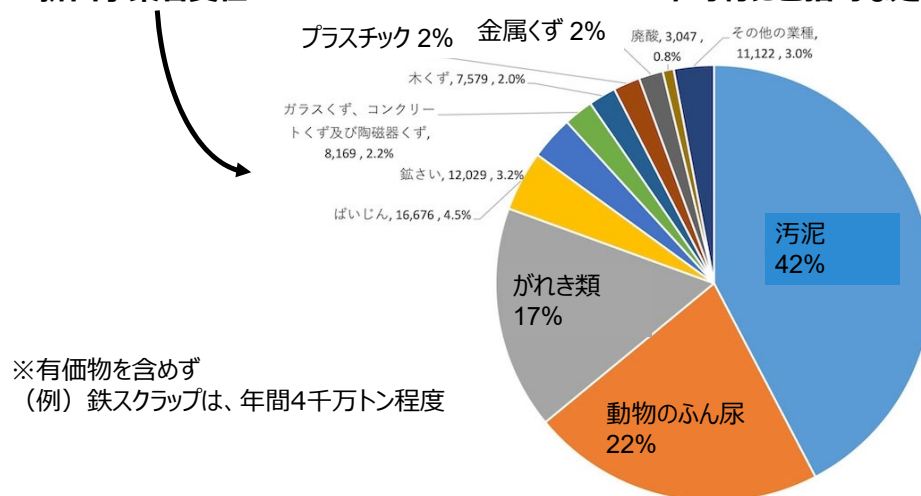
14

廃棄物の排出状況（2022年度）



産業廃棄物 3億7,407万トン（約9割）
排出事業者責任

一般廃棄物 4,034万トン（約1割）
市町村に包括的な処理責任



産業廃棄物の排出及び処理状況等 産廃処理振興財団HP

15

地域で資源循環に取り組む意義・必要性

地域の課題

- 地域資源**
(森林資源、地場産業から出てくる廃棄物などの未活用)
- 地域経済**
(仕事の減少、雇用の減少)
- 廃棄物処理**
(廃棄物処理量の増加、埋立処分場のひっ迫)
- 地域コミュニティ**
(地域コミュニティの希薄化)

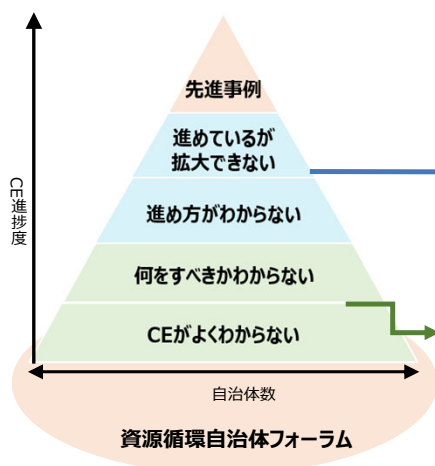
課題の解決に向けての取組例

	S町 地域の未利用森林資源を活用し木質バイオマスボイラーを導入し、公共施設の熱供給68%を再生エネルギーで供給。年間4,000万円の燃料コストを削減。
	R市 林業残渣である杉の皮や漁業残渣である海藻をチップ化して堆肥をつくることで、地域の廃棄物の減少、農家の有機堆肥の利用増加、福祉就労に貢献。
	K市 下水污泥からリンを回収し、「再生リン」として200 t/年を供給。作物ごとに適した配合で肥料を生産し、その肥料を活用して作られた農作物を地域のスーパーで販売するほか、学校給食等で提供。
	I市 使用済み洗剤やシャンプーの詰め替えパックを地域の人々が協力して回収し、ブロックや再び詰め替えパックに再生する。10年間の取組を通じて、地域とのつながりを創造し、約9トンの回収、廃棄物処理コストの削減、環境意識の向上や行動変容を実現。

地域の資源循環促進支援事業

① 資源循環自治体フォーラムの開催

関係主体が連携・交流する機会創出 先進事例の共有 地域の課題に即した意見交換 マッチング



② 循環型ビジネスモデル実証事業

事業実施に係る費用支援



事業実装に向けた計画策定



③ 自治体CE診断・ビジョン作成

地域の現状・ポテンシャルの把握



事業化に向けた計画の作成



地域資源関係の政策 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済み紙おむつリサイクル



<p>①食品ロス削減</p> <p>将来像 2000年度比で2030年度までに<u>食品ロス半減目標の早期達成</u></p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> 自治体の食品ロス、食品リサイクルに関する取組事例集公表 食品の焼却・埋立ゼロを目指す先行エリア創出に関する手引き策定 ➢ 消費者等の効果的な行動変容の促進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭で余っている食品寄附（フードドライブ）や、食べ残し持ち帰り（mottECO）に関する手引き策定 ➢ 食品ロス削減推進表彰 ⇒令和7年度から自治体の取組を対象へ明記 	<p>②サステナブルファッション推進</p> <p>将来像 2020年度比で2030年度までに家庭から廃棄される衣類の量を<u>25%削減</u></p> <p>取組 2025年度にアクションプランを取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 循環型ファッション推進に向けた使用済み衣類回収システムの構築 ➢ 循環型ファッションシステム構築に係る取組強化 ➢ 消費者への啓発や情報発信 	<p>③使用済み紙おむつのリサイクル推進</p> <p>将来像 2030年度までに紙おむつリサイクルの実施・検討を行った自治体を<u>150に</u>（2023年度調査では78自治体）</p> <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 使用済み紙おむつのリサイクルに関する知見の整理・発信 <ul style="list-style-type: none"> 2026年4月にガイドラインを改定 ➢ 使用済み紙おむつのリサイクルに関する自治体への直接支援
--	---	--



18

リユース等の促進に関するロードマップ^① 2026年3月策定



- 1. リユース業の信頼性向上**
優良事業者ガイドラインの策定
- 2. リユースに触れる機会の拡充**
リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出
リユース先進自治体の拡大
- 3. リユース需要の喚起**
リユース品の公共調達等の推進
リユース促進キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進
- 4. 基盤づくり**
リユース価値の『見える化』の実施
国内外のリユースに係る重点調査の実施

目指すべき将来像
適正なリユース市場の創出
リユースの裾野の拡大
リユースを「当たり前」に

19

自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム



- 環境省において、経済産業省と連携し、**産官学連携の下、我が国における戦略的対応を検討するためのコンソーシアム**を令和6年11月20日に立ち上げ。
- 令和6年度2回開催し、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性やその実現に向けた国の支援策等について議論し、**令和7年3月31日に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」**を公表。
- 令和7年度も2回開催し、再生プラスチック安定供給体制の構築に向けて**再生プラスチック集約拠点**の必要性を提示し、**令和8年3月3日に「産業競争力のある再生プラスチック市場構築のためのロードマップ」**を取りまとめた。

令和6年度

第1回会合（11月20日）、第2回会合（3月17日）

【主な議題】

- 自動車向け再生プラスチックに関する現状について
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための課題とアクションプラン(案)について

令和7年度

第1回会合（10月28日）

【議題】

- 市場構築・拡大に向けて必要な施策（「再生プラスチック集約拠点」等）

第2回会合（3月3日）

【議題】

- 市場構築・拡大に向けた施策の概要とロードマップ案（「再生プラスチック集約拠点」等）



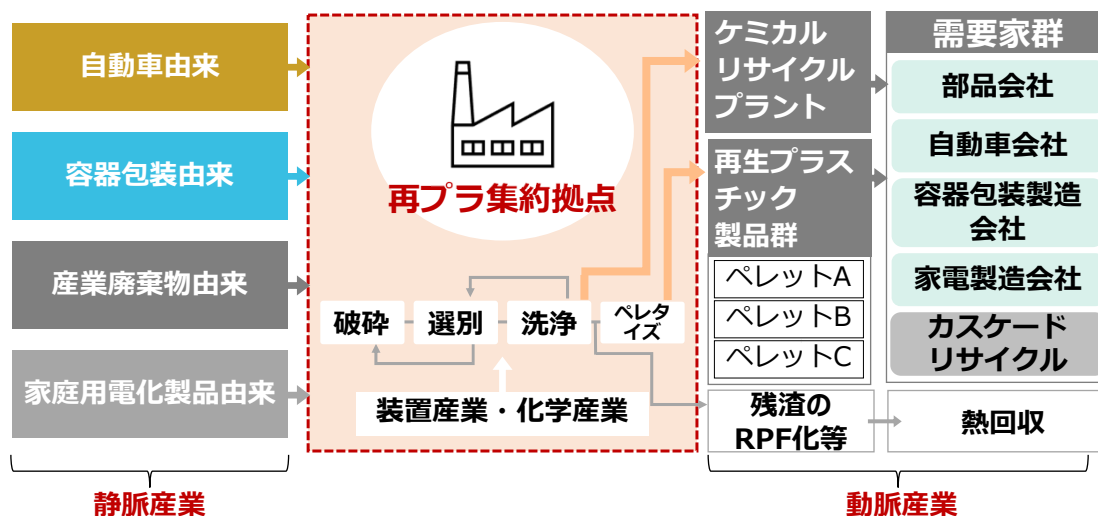
令和7年度第1回会合の様子
※石原前環境大臣が冒頭挨拶

20

再生プラスチック集約拠点のイメージ



プラスチックの製造量 約900万トン
国内リサイクル量 約 40万トン → 質と量の大幅向上が必要



21

廃棄物処理法等の改正

2026年6月16日公布



<不適正なスクラップヤードへの規制強化>

- ・保管又は再生を行う事業を、許可制
- ・対象物品に応じた保管、再生の方法の基準
基準違反に、改善命令、措置命令、罰則
- ・環境汚染のおそれのある物品の輸出の際の
環境大臣の確認



→ 対象・基準等の詳細（政省令）について検討中

<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

<災害廃棄物の処理の推進>

市町村による災害廃棄物処理に係る計画策定、民間事業者等との災害支援協定、
民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度

<施行> 2026年9月16日

PCB（ポリ塩化ビフェニル）特別措置法等の改正

2026年6月16日公布

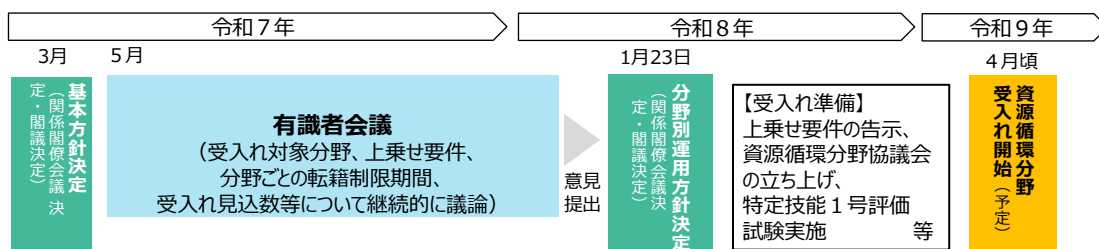
高濃度PCB廃棄物について、今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分
低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度

22

特定技能制度・育成就労制度による外国人材確保



- **特定技能制度**は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れることを目的とする制度。
- **育成就労制度**は、育成就労産業分野における就労（原則3年以内）により、特定技能1号水準の技能を有する外国人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする制度。**令和9年4月施行**。
※育成就労産業分野：特定技能制度の分野（特定産業分野）のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野。
- **令和8年1月23日に分野別運用方針**（各分野で定める制度の運用に関する方針。資源循環分野の内容は以下の通り。）が閣議決定され、**資源循環分野（廃棄物処分量（中間処理））は新たな対象分野**となった。
【主な内容】
〔従事する業務〕 廃棄物の中間処理を行う業務
〔受入れ可能な事業者の要件〕 優良な事業者（法令を遵守し、労働安全衛生対策等に適切に取り組む事業者）
〔受入れ見込み数〕 4,500人 〔転籍制限期間〕 2年
- 今後、**令和9年の受入れ開始を目指し**、協議会を立ち上げた。試験実施等の受入れの準備を進める予定。



23

環境省 資源循環ポータルサイト



循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進するため、循環経済に関する解説、関連キーワード、法令制度及び国の取組等の情報を発信しています。さまざまな情報にアクセスできる、入り口となるサイトです。

初の循環経済に関するポータルサイトを開設



循環経済への移行に向けた窓口です。

欠かせないキーワードがすぐわかる



循環経済を様々な視点から理解するためのキーワードを解説します。

関心ある事柄にアクセスしやすい



点在していた環境省の特設サイトを集約しました。絞り込み機能で簡単検索！



“循環経済ポータルサイト”を検索

https://policies.env.go.jp/recycle/circular_economy/

（参考）様々な実証支援・設備補助：令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算（資源循環分野）一覧

予算名	主な対象素材・分野	主な支援内容		主な支援対象者	支援工程		
		実証支援	設備補助		回収	選別・解体	再資源化
① 経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援	ベースメタル・レアメタルなどの金属資源、リチウムイオン電池、太陽光パネル、廃プラスチック等	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な資源循環技術の開発 脱炭素型リサイクルプロセスの実証 動静脈連携による再生材供給の実証 	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な資源循環設備 脱炭素型リサイクル設備 サプライチェーン上の拠点となる物流・保管施設 	民間事業者・団体、大学、研究機関等	○	○	○
② 太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備	再エネ関連製品（太陽光パネル等）及びそのベース素材	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル体制整備（ガラスの水平リサイクル技術、効率的な回収のあり方、リサイクルプロセスの省CO2化等） 	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化設備（再エネ関連製品のリサイクル設備等） 	民間事業者・団体、大学、研究機関等	○	○	○
③ 自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）	自動車、プラスチック等	—	<ul style="list-style-type: none"> バンパー・内装材等の破砕設備 物性・懸念化学物質等の分析装置 	民間事業者・団体等	—	○	○
④ 資源循環自治体フォーラム開催や地域から排出される資源性廃棄物（金属、プラ等の複合素材等）の再資源化による資源循環ビジネスの促進	地域の資源循環 ※対象素材に制限なし 再資源化困難物（複合系、土石系、化石系、バイオマス系等）	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデル創出支援 ビジョンの作成・フォローアップ支援 	—	自治体、自治体と連携した民間企業	○	○	○
⑤ 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	燃料化・熱回収（再資源化困難物） / CO2削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業性の調査分析 試行的な販売実証 技術実証 	<ul style="list-style-type: none"> 回収・選別・再資源化設備 前処理設備（洗浄、脱水等） 	民間事業者・団体等	○	○	○
⑥ リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援等	プラスチック、食品、紙おむつ、衣類、家電・小型家電、リユース等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系食品ロス削減、食品リサイクルに向けた体制強化 自治体向け食品ロス組成調査 食べ残し持ち帰り（mottECO） 新たなリユースビジネス、衣類回収物価値に資する自治体リユース取組 紙おむつリサイクル プラスチック資源循環社会実装モデル形成支援 家電・小型家電等の回収量拡大とルート開拓 	—	自治体・民間事業者・団体等	○	○	○
⑦ SAF の供給拡大に向けた資源循環の促進	SAF原料（バイオマス系廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 省CO2型製造・社会実装に係る技術的課題の解決 循環型ビジネスモデル構築 原料回収・燃料化に係る技術 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料化に係る選別・再資源化設備 	民間事業者・団体、大学、研究機関等	○	○	○
⑧ リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等総合対策	リチウムイオン電池	<ul style="list-style-type: none"> 製造・販売事業者等連携回収実証 情報提供ツール構築実証 広域回収体制構築実証 再資源化技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 高度選別機 発火検知連携システム 省CO2型資源循環高度化設備 	民間事業者・団体等	○	○	○

※同じ支援施策が複数予算において重複して記載されている場合がございます。
※支援対象者については、民間事業者・団体等に大学・研究機関等も含まれる場合もございますので、各担当連絡先までご確認ください。

環境省 令和9年度当初要求 ～ サークュラーエコノミー ～



R8当初+R7補正 → R9

1.1 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 415億 → 607億+事項要求

- 経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援

(※太陽光パネル、リチウムイオン電池等の再資源化設備補助を含む)

- 自動車等向け高品質再生プラスチック市場の構築支援

(新) 再資源化事業推進のための金融的手法の導入

(新) ナフサ輸入代替を促進する国内再生プラスチックの長期安定供給体制構築支援

1.3 地域循環資源の徹底活用による地域活性化 13億 → 17億

- 資源循環に取り組む自治体の底上げ・地域の資源性廃棄物（SAF原料等）を活用した資源循環ビジネスの支援

1.5 循環経済を国民運動に

7億 → 10億

- 資源循環自治体フォーラム、循環経済パートナーシップ（J4CE）等を活用した情報発信や企業・自治体等の連携促進

26

まとめ



●世界的な（再生）資源の確保の動き

●主な政策

政府全体「循環経済行動計画」

1. 再生材利用：資源有効利用促進法改正
2. 再生材供給：再資源化事業等高度化法、各種リサイクル制度
3. 不適正処理・不適正海外輸出対策：廃棄物処理法改正

●「資源循環産業」

●一層の連携が重要。そのための場（プラットフォーム）

27

循環経済行動計画（令和8年4月）におけるDXの位置づけ



廃棄物・資源循環分野におけるDX/フィジカルAIの活用

環境省

1. 再生資源供給サプライチェーンの強化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

廃棄物・資源循環分野は、資源循環の社会的要請が高まるなか、製品の多様化や分別品目増加による負担増、感染症リスク、衝撃により発火の恐れがある製品対応など、作業員の安全性確保と人手不足対策は喫緊の課題。国内資源循環の基盤として作業員の負担軽減につながるため、AIロボットの活用を推進する必要がある。なお、AIロボティクス戦略(令和8年3月)に、需要創出と導入環境整備を行う領域の1つとして同分野が位置づけられている。

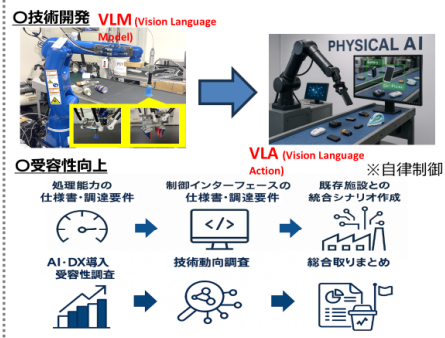
1. 廃棄物・資源循環分野のDX/AI技術の活用促進

フィジカルAI技術の導入に向けて、課題や標準要件を整理しつつ、自治体や民間企業が既存設備に本技術を組み込む方策を検討する。また、技術開発や実証事業を行うにあたって、ロボットの認識精度や処理速度、メンテナンス性、社会実装に必要な技術要件を明確化する。

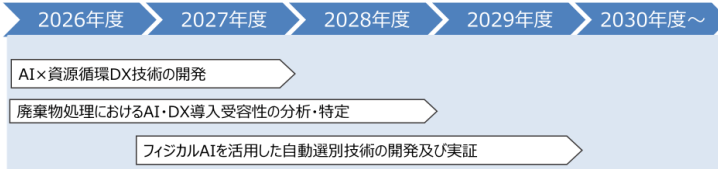
2. 廃棄物・資源循環分野のフィジカルAI技術の開発

VLM搭載ロボットによる選別技術の開発・実証を進めつつ、少量多品種の廃棄物に対応可能なVLAによる自律制御の確立に向けて、AI×資源循環DXによる廃棄物処理技術の開発支援やフィジカルAIを活用した自動選別技術の開発及び実証事業等を行う。

【事業イメージ】



【今後の予定】



【目指す姿／取組指標】

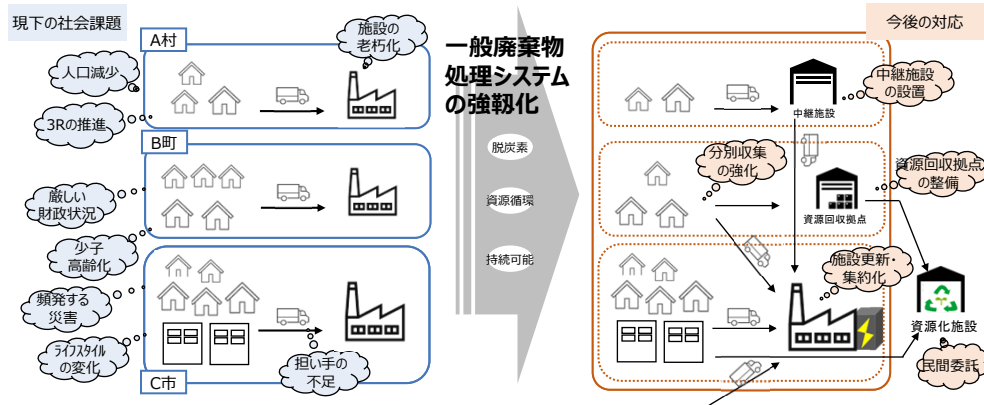
2030年度を目途に環境省による自治体等のリサイクル施設を対象としたFS事業等導入支援策を検討し、導入に向けた自治体内の検討を促進する

28

持続可能な一般廃棄物処理システムの確保



- 我が国においてはこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあり、3Rの推進等による排出抑制も加え、**ごみ排出量は今後更に減少していくことが見込まれる**。また、人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化に伴いごみ組成の変化などへの対応も求められる。さらに、**頻発する大規模災害等への備えも必要である**。
- 一方、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足等により、地域における一般廃棄物処理システムのせい弱体化、非効率化等が懸念されている。
- こうした課題に対応し、持続可能な適正処理を確保するためには、**資源循環の強化や脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築を念頭に置き中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、一般廃棄物の分別収集及び循環的利用等を進めつつ、都道府県の関与・連携による広域化・集約化や分散型処理の導入等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムを強化していく必要がある**。



29